

平成22年第2回玉城町議会定例会会議録(第4号)

1. 招集年月日 平成22年3月 5日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成22年3月15日

4. 応招議員

1番	小林 一 則 君	2番	中 野 勇 君
3番	山 本 静 一 君	4番	—————
5番	鈴 木 加奈子 君	6番	小 林 豊 君
7番	前 川 隆 夫 君	8番	風 口 尚 君
9番	川 西 元 行 君	10番	中 瀬 信 之 君
11番	山 口 和 宏 君	12番	奥 川 直 人 君
13番	高 木 市 郎 君	14番	東 谷 富 雄 君

5. 不応招議員 な し

6. 出席議員 13名

7. 欠席議員 な し

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻 村 修 一 君	副 町 長	坪 井 信 義 君
教 育 長	山 口 典 郎 君	会 計 管 理 者	前 田 浩 三 君
総 務 課 長	中 郷 徹 君	税 務 住 民 課 長	小 林 一 雄 君
生 活 福 祉 課 長	林 裕 紀 君	建 設 課 長	森 島 千 里 君
上 下 水 道 課 長	松 田 幸 一 君	病 院 老 健 事 務 局 長	田 畑 良 和 君
産 業 振 興 課 長	田 間 宏 紀 君	教 育 事 務 局 長	辻 誠 君
総 務 担 当 課 長 補 佐	田 村 優 君	政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐	中 村 元 紀 君
教 育 委 員 長	加 藤 禎 一 君	監 査 委 員	松 田 隆 生 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大 南 友 敬 君	同 書 記	高 井 美 江 君
同 書 記	内 山 治 久 君		

10. 提案議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 議案第 3 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について (討論・採決)

第 3. 議案第 4 号 玉城町職員の給与に関する条例等の一部改正につ

- いて（討論・採決）
- 第 4. 議案第 5 号 玉城町南勢水道用水供給事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について（討論・採決）
- 第 5. 議案第 6 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 6. 議案第 7 号 三重県伊勢志摩地区広域市町村圏協議会の廃止について（討論・採決）
- 第 7. 議案第 8 号 菊狭間環境整備施設組合規約の変更に関する協議について（討論・採決）
- 第 8. 議案第 9 号 平成 21 年度玉城町一般会計補正予算（第 7 号）（討論・採決）
- 第 9. 議案第 10 号 平成 21 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（討論・採決）
- 第 10. 議案第 11 号 平成 21 年度玉城町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）（討論・採決）
- 第 11. 議案第 12 号 平成 21 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 4 号）（討論・採決）
- 第 12. 議案第 13 号 平成 21 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）（討論・採決）
- 第 13. 議案第 14 号 平成 21 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（討論・採決）
- 第 14. 議案第 15 号 平成 21 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（討論・採決）
- 第 15. 議案第 16 号 平成 21 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 3 号）（討論・採決）
- 第 16. 議案第 17 号 平成 21 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 4 号）（討論・採決）
- 第 17. 議案第 18 号 平成 21 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）（討論・採決）
- 第 18. 議案第 19 号 平成 21 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 4 号）（討論・採決）
- 第 19. 議案第 20 号 平成 22 年度玉城町一般会計予算（討論・採決）
- 第 20. 議案第 21 号 平成 22 年度玉城町国民健康保険特別会計予算（討論・採決）
- 第 21. 議案第 22 号 平成 22 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算（討論・採決）

- 第 2 2. 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度玉城町老人保健特別会計予算
(討論・採決)
- 第 2 3. 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度玉城町山村振興事業特別会計予算
(討論・採決)
- 第 2 4. 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度玉城町農業集落排水事業特別会計
予算 (討論・採決)
- 第 2 5. 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度玉城町介護保険特別会計予算
(討論・採決)
- 第 2 6. 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算
(討論・採決)
- 第 2 7. 議案第 2 8 号 平成 2 2 年度玉城町病院事業会計予算
(討論・採決)
- 第 2 8. 議案第 2 9 号 平成 2 2 年度玉城町水道事業会計予算
(討論・採決)
- 第 2 9. 議案第 3 0 号 平成 2 2 年度玉城町介護老人保健施設事業会計
予算 (討論・採決)
- 第 3 0. 議案第 3 1 号 平成 2 2 年度玉城町下水道事業会計予算
(討論・採決)
- 第 3 1. 発議第 1 号 閉会中の継続審査の申し出について (追加議案)

(午前 9 時 0 0 分 開会)

○議長 (小林一則君) 只今の出席議員数は 1 3 名で定足数に達しております。
よって、平成 2 2 年第 2 回玉城町議会第 4 日目の会議を開会致します
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

○議長 (小林一則君) 日程第 1. 会議録署名議員の指名を行いません。本日の会
議録署名議員は会議規則第 1 2 0 条の規定により、議長において
9 番 川西元行君 1 0 番 中瀬信之君
の 2 名を指名致します。

○議長 (小林一則君) 次に、日程第 2. 議案第 3 号 議会の議員の議員報酬及び
費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。
これより討論を行いません。 本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長 (小林一則君) 6 番 小林豊君

○6番（小林豊）只今、議長の許可を得ましたので、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、を反対の立場で討論いたします。まず、第一に我々、議員に対することであるのに、議員発議ではなく執行部、即ち、町側の提案であることに異常さを感じます。また、私の質疑での町長答弁でもありましたように議会側から依頼され提案しました。こんなことがまかり通っていいのでしょうか。次に内容に目を向けても、なんら現状と変わらないばかりか、景気動向にまったく左右されない、言わば我々議員に対する優遇処置でもあります。議員間での協議はあったものの、それも一度限り、もっともっと内容を吟味する時間が必要であったのではないのでしょうか。今日、これを進める条例改正ではないように思います。近隣の町が行っているとの理由から正当化させるのは議会議員としてというより人として正しい判断でしょうか。どうしても新年度に間に合うようにと考える方がみえるなら今定例会ではなくても後の議会において議決し、施行日を遡り4月1日としたらいいだけではありませんか。景気低迷中のこの時期町政の主役である町民への配慮を第一に考え行動する。これが議会人としての役目ではないのでしょうか。議会改革に積極的に取り組もうとしているなか、それを逸脱することは避けるとともに条例改正の重みを再認識し、議論を重ね、議員発議という正規の道筋を踏んで、条例改正に臨むべきだと考えます。議員報酬は生活給ではなく議員活動費であることを肝に命じて頂き、議員各位の議会議員としての常識あるご判断を期待いたしまして反対討論といたします。

○議長（小林一則君）次に賛成討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（小林一則君）次に、日程第3. 議案第4号 玉城町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題と致します。これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて、討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

- 議長（小林一則君）次に、日程第4．議案第5号 玉城町南勢水道用水供給事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてを議題と致します。これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」 の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

- 議長（小林一則君）次に、日程第5．議案第6号 玉城町国民保険条例の一部改正についてを議題と致します。これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」 の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

- 議長（小林一則君）次に、日程第6．議案第7号 三重県伊勢志摩地区広域市町村圏協会の廃止についてを議題と致します。これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」 の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

- 議長（小林一則君）次に、日程第7．議案第8号 菊狭環境整備施設組合規約の変更に関する協議についてを議題と致します。

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長(小林一則君)次に、日程第8. 議案第9号 平成21年度玉城町一般会計補正予算(第7号)ないし日程第18. 議案第19号平成21年度玉城町下水道事業会計補正予算(第4号)についてを一括議題と致します。

只今一括議題となりました各議案についてはそれぞれ予算決算常任委員会に付託され審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。これより予算決算常任委員長の報告を求めます。

○予算決算常任委員長 高木市郎君

○予算決算常任委員長(高木市郎君) 只今、議長より予算決算委員会審査結果の報告を求められましたのでご報告を致します。それでは、予算決算常任委員会に付託されました議案第9号 平成21年度 玉城町一般会計補正予算(第7号)ないし、議案第19号 平成21年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第4号)並びに、議案第20号 平成22年度 玉城町一般会計予算ないし議案第31号 平成22年度玉城町下水道事業会計予算についての委員会審査を、去る3月11日および3月12日の両日、いずれも午前9時より第4会議室におきまして、町長、副町長、並びに教育長又関係課長、関係室長及び関係課長補佐の出席と、議長同席のもとに委員全員出席の上審査を実施致しました。予算決算常任委員会審査は12名の委員により慎重に審査が行われました。その審査の内容につきましては、省略させて頂き後日委員会会議録をご高覧賜わりたいと思います。それでは、一括議題となっております、議案第9号 平成21年度玉城町一般会計補正予算(第7号)ないし議案第19号 平成21年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第4号)につきまして、審査の結果の報告を致します。いずれの議案も3月11日に審査を実施いたしました。その結果議案第9号 議案第10号、議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号 議案第19号のいずれの議案も原案のとおり可決いたしました。

以上で一括議題となっております、各議案の審査結果の報告でございます。

○議長(小林一則君) 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。お

諮り致します。予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略致します。

これより各議案ごとに討論・採決を行います。

まず、議案第9号 平成21年度玉城町一般会計補正予算(第7号)の討論を行います。翻案に対する反体討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第9号は委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第10号 平成21年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成21年度玉城町老人保健特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第12号 平成21年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成21年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成21年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成21年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成21年度玉城町病院事業会計補正予算(第3号)の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成21年度玉城町水道事業会計補正予算(第4号)の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成21年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第3号)の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成21年度玉城町下水道事業会計補正予算(第4号)の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林一則君)次に、日程第19. 議案第20号 平成22年度玉城町一般会計予算ないし日程第30. 議案第31号 平成22年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題と致します。只今一括議題となりました各議案につきましてもそれぞれ予算決算常任委員会に付託され審査が終了し委員会審査報告書が提出されております、これより予算決算常任委員長の報告を求めます。

○議長(小林一則) 予算決算常任委員長 高木市郎君

○予算決算常任委員長(高木市郎君) 只今、一括議案となりました。議案第20号 平成22年度玉城町一般会計予算ないし議案第31号 平成22年度玉城町下水道事業会計予算につきましても予算決算常任委員会での結果をご報告致します。まず、議案第20号 平成22年度玉城町一般会計予算でございますが、この議案につきましては平成22年3月11日及び3月12日の両日に渡り審査を行い、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第21号 平成22年度玉城町国民健康保険特別会計予算ないし議案第31号 平成22年度玉城町下水道事業会計予算につきましては、3月12日議案審査を致しました、その結果でございますが、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号のいずれの議案も、原案のとおり可決いたしました。以上、只今、一括議題と

なっております、議案の予算決算常任委員長の審査の結果の報告でございます。

- 議長(小林一則君) 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。お諮り致します。予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略致します。

これより各議案ごとに討論・採決を行います。

先ず、議案第20号 平成22年度 玉城町一般会計予算の討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

- 5番(鈴木加奈子さん) お許しをいただきましたので、平成22年度玉城町一般会計予算の反対の討論をさせていただきます。地方自治体の目的というものは、地方自治法に定められておりますように住民の福祉の向上ということが中心でございます。これ以外の何者でもない訳でございます。そんななかであります、行政改革ということが打ち出されてまいりました。

何の為にするかという問題ですが。町民の願いは無駄使いを削って町民の福祉の向上の為に仕事はしてほしい。そういう願いがございました。国政の場におきましても昨年の衆議院選挙において、この行革なるものが住民にとって痛みを強いるものであったということからの大きな反発があったと思っております。その為に、今の民主党政権に大きな票が寄せられ、この政権が生まれたと思っております。ところが今、また本当に弱者に優しいかどうか、子どもに最善の施策が行われているかというその観点に立って見た時に、住民にとって本当にいい政府なのかどうかという疑問が湧いてきている。このような情勢にあると思っております。玉城町にとっても同じようなことが言えると思っております。

そういうことでこの予算を見てまいりますと、例えば町民税・個人税ですと6億5千552万5千円、法人税では、5千324万9千円、固定資産税で9億4千44万1千円。その中に地方交付税が9億円余りが入ってまいります。そういったことの中で、この22年度の総額は44億5千万円ということで一般会計が組まれました。税金はどのように徴収されどのように使われるか。という問題と、また、施策やなんか優しい施策になっているかというここに中心が置かれてくると思っております。例えば町営プールで子どもたちが、あるいは親ごさんとともに泳いでなんで子どもから500円取るのかという。この総額がこれは町外の方からの徴収も含めてますが、たったの14万円。これをなぜ、子どもから取らんなんなのか、町内の子どもから取らんなんのかと。

このことの論議の中で驚きました。子ども達にも金がかっていることを知らせる為だと。お金が掛かることは誰でも知っています。その為に町民の皆さんは税金を納めているではありませんか。

また、学校給食の問題です。子どもの権利条約でも最善の施策をとということが進められております。学校給食の委託の問題では、一校あたり 700 万円の削減になるからと言って直営で行ってございました学校給食を、玉城中学校、田丸小学校に続いて、今度は急遽、有田の小学校まで学校給食の委託をしていくという。こんなとんでもないことが進んでいます。こんな行革は早く改めるべきだとかのような主張をしたいと思います。子どもからプールの使用にお金を取りながら、一方では、温泉には、1 千 582 万 2 千円という支出を行い、また、国民健康保険会計に対しては、この脆弱な国保会計に対してお金を貸付けるという、こういうことが行われています。そして 22 年度は 1 千万円の返還をさせようということが盛り込まれています。……(聴取不能) この数値で示しますように、これは国庫負担率の増減でございます。国庫負担率は 49.8%弱、国保会計の 2 分の 1 を国庫会計で賄ってございました。これが 1984 年です。ところが、今や、半分の 25%という大幅な削減になっています。この為に、各地方自治体では一人当たりの保険料の徴収額、これが 1984 年当時からみると全国的に見ましても、2 倍になっております。玉城町はどの辺りにいるかを見ましたら、全国平均よりも遥かに高い金額になっておりましたが、やはり、2 倍。いやそれを超えておりました。

こういう状況の中で国が冷たい政治をした時には各地方自治体は住民の為に防波堤になろうということで、各自治体では、法定外に町の財政から国保会計に支出をし補助をして、国保料の引上げにならないように押さえて頑張っているのです。そういう自治体が、29 市町の中で半数以上になってきております。国保会計に対して金を貸すなんていう自治体は玉城町以外に聞いたことがございません。こんなひどいやり方を改めて国保料の引上げをできるかぎり引下げる。その為にこそお金は使うものだ、このように提案をして頑張ってまいりましたが、改められておりません。只今、申し上げておりましたのは、問題点の一部でございますが、一般会計に対する反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長(小林一則君)次に、賛成討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成22年度玉城町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成22年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成22年度玉城町老人保健特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成22年度玉城町山村振興事業特別会計予算の討論

を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成22年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成22年度玉城町介護保険特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成22年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成22年度玉城町病院事業会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成22年度玉城町水道事業会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成22年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成22年度玉城町下水道事業会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論省略」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。暫時休憩致します

○議長(小林一則君)再開致します。これより追加議案の審査を行います。

日程第31. 発議第1号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題と致します。議会運営委員長から委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、お手許に配布しました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮り致します。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長(小林一則君)これを以って今期定例会に付議された案件の審議は全て終了致しました。以上をもって、平成22年第2回玉城町議会定例会を閉会致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって今期定例会は、本日を以って閉会することに決しました。

これにて平成22年第2回玉城町議会定例会を閉会致します。

閉会にあたり町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

○町長(辻村修一君)閉会にあたりまして、一言お礼の挨拶を申し上げます。

提案いただきました全議案に亘って慎重なるご審議を賜り、ご承認を頂きま

したことを厚くお礼を申し上げる次第でございます。特に議案の中で新年度の予算ということで提案をいただきました。骨格予算という内容でございまして、新しい今後の事業の提案につきましてご承認を賜りましたことを厚くお礼を申し上げる次第でございます。さらに私にとりましても、今期定例会が最終の議会でございます。今まで、議員の皆様方に格別のご指導ご鞭撻を賜りましたことを重ねてお礼申し上げる次第でございます。大変この市や町を取り巻く環境が厳しくて、そして将来を見通すことが難しい時代に突入してきておりますけれど、より安心して暮らせる玉城町、そして活力のある玉城町づくりを進めていかなければならんと思っておる次第でございます。住民の皆様方のご参画を賜りながら、さらに住みよい町づくりを進めていかなければならんと思っておるところでございます。議員の皆様方におかれましても一層のご指導を賜りますようお願いを申しあげましてお礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

- 議長（小林一則君）閉会に当たりまして一言お礼を申し上げたいと思います。今3月定例会 去る3月5日から本日まで長期に亘りまして、皆様方、ご熱心にかつ慎重なご審議を賜りました。なかでもとくに予算決算常任委員会におきましては、細部に亘ります審議を賜ったわけでございますが、いずれも適切・妥当な結論を出して頂いたのではないかと厚く御礼を申し上げます。また、議会進行につきましてもご協力を賜りましたことを重ねて御礼を申し上げます。理事者におかれましては、各議案に対しまして適切な執行をいただきまして、今後、町政の繁栄の為にご努力いただきますことをお願い申し上げましてお礼の言葉とさせていただきます。どうもご苦勞様でございました。

（午前9時45分 閉会）